

児童扶養手当 所得制限額

扶養親族の数	本人		孤児の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4人目以降	1人増すごとに380,000円を加算		
16歳～19歳未満の控除対象扶養親族 および特定扶養親族	1人につき 150,000円		/
老人扶養	1人につき 100,000円		1人につき 60,000円※

※扶養義務者等の老人扶養加算は、扶養親族が老人扶養のみのときは2人目からの加算

* 所得から控除できるもの

	受給者	受給者（養育者） 扶養義務者等
社会保険料相当額（一律）	80,000	80,000
障害・勤労学生控除	270,000	270,000
特別障害控除	400,000	400,000
寡婦（夫）控除	/	270,000
ひとり親控除	/	350,000
雑損・医療費・配偶者特別 ・小規模企業等掛金	控除相当額	控除相当額